

新潟市障がい者就業支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、就業支援を必要とする障がい者に対する総合的な支援を行うため、新潟市障がい者就業支援センター（以下「センター」という。）が行う事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は新潟市とする。ただし、事業の全部または一部を、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、医療法人または特定非営利活動法人に委託して行うことができるものとする。

(事業名称)

第3条 事業の名称は、「新潟市障がい者就業支援センター事業」とする。

(事業の実施場所)

第4条 事業は、新潟市総合福祉会館内に設置するセンターで主として行うものとする。

(対象者)

第5条 事業の対象者は、原則として新潟市内に居住する障がい者及び新潟市内の事業所に就職を希望する障がい者（以下「支援対象障がい者」という。）とする。

(事業内容)

第6条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援対象障がい者の就業に関する相談、指導及び助言
- (2) 支援対象障がい者の適性、職業能力等の評価
- (3) 民間企業等での職場実習の企画、斡旋、評価及び実習先の確保
- (4) 在宅就業先企業の確保
- (5) 民間企業等に在職中の支援対象障がい者への定着支援
- (6) 関係機関及び民間企業等に対する普及啓発及び研修
- (7) 関係機関及び民間企業等のネットワーク体制の構築
- (8) 支援機関を利用していない求職者への利用促進
- (9) その他、支援対象障がい者への就業支援に必要な業務

(関係機関との連携)

第7条 センターは、事業を円滑かつ効率的に行うため、新潟市内の障がい者基幹相談支援センター、発達障がい支援センター、公共職業安定所、障害者職業センター、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、医療機関、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関、企業等と十分な連携を図るよう努めるものとする。

(職員)

第8条 センターに、次の職員を配置する。

(1) センター長 1名

(2) 就業支援員 7名以上 ただし、センター長が兼務することもできる。

2 センター長は、事業の運営に必要な知識及び経験を有するものでなければならない。

3 センター長は、就業支援員を兼務する場合を除き、運営上支障がなければ他の施設等の職務に従事することができる。

4 就業支援員は、専従の常勤職員でなければならない。ただし、運営上支障がなければ常勤換算により必要な職員を配置することができる。

5 センター長が就業支援員を兼務する場合において、何らかの事由により専従の常勤職員として勤務ができない場合は、あらかじめ市へその理由を申し出ることにより、非常勤職員として勤務することができる。

(職員の責務)

第9条 センターの職員（以下「職員」という。）は、その職務を遂行するに当たっては、支援対象障がい者及びその家族等（以下「支援対象障がい者等」という。）のプライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た支援対象障がい者等の秘密を漏らしてはならない。

2 センターは、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た支援対象障がい者等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 職員は、センターの果たすべき役割の重要性に鑑み、各種研修会及び異職種との交流等あらゆる機会を捉え、相談支援等の知識、技術等に関し、自己研鑽に努めるものとする。

(開設時間等)

第10条 センターは、原則として、週5日以上（12月29日から翌年の1月3日までを除く）、1日7時間45分以上（昼休みを除く）、開設する。ただし、上記のほか市長が別に定めた場合はこの限りでない。

(利用方法等)

第11条 センターは、利用希望者及び関係機関にセンターの利用方法が周知できるよう広報に努めること。

2 利用の登録は、希望者がセンターに直接行う他、関係機関を通じて行うことができる。

3 センターは正当な理由なく、これを断ることはできない。

4 センターは、相談の内容に応じて適切な支援を行う。

5 継続的に支援する場合は、必要に応じ、個別支援計画を作成する。

6 センターは、利用者台帳を整備するとともに、支援記録等を作成し、適切な管理の方法により保管する。

(利用料)

第12条 センターの利用料は無料とする。ただし、支援の一環として行う各種活動に必要な実費については、利用者に負担を求めることができる。

(利用登録の取り消し)

第13条 センターは、利用者が次の各号に該当する場合、速やかに本人、代理人に連絡するとともに、利用者台帳から抹消する。

(1) 第5条に規定する支援対象障がい者でなくなった場合

(2) 本人または代理人から辞退の申し出があった場合

(3) その他、センターが相談支援等の必要性がないと判断した場合

(実施状況報告)

第14条 センターは、毎月本事業の実施状況をその翌月の10日までに市長に報告するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。